

東京女子医科大学看護学会研究助成規程

1. 目的・名称

本研究助成は、看護実践の質の向上に貢献する研究を推進し、看護学の発展に寄与することを目的とする。名称を東京女子医科大学看護学会研究助成とする。

2. 助成対象

助成の対象者は、看護研究、看護教育、看護実践における研究を志向する本学会会員である個人またはグループとする。研究代表者および共同研究者は、本学会の正会員とし、研究助成の当該年度の年会費を支払っていることを条件とする。

3. 研究期間

研究期間は、1年とする。(助成決定後から翌年3月末までとする。)

4. 申請期間

申請期間は、総会での告知後(毎年10月)～1月末までとする。

5. 申請方法

申請書類に必要事項を記入しPDFとしたものを学会事務局総務委員会宛にメールで送付する。申請書の書式については別に定める。申請書は学会ホームページよりダウンロードし、ワープロまたは手書きで記入する。

6. 審査および助成対象の決定

審査および助成対象の決定は、理事会(3月)で行う。総会で助成対象について報告する。

7. 助成額と使用期間

助成総額30万円とし、上限は1件10万円までとする。助成金の使用期間は1年とし、研究期間と同様とする。

8. 助成金の使途

助成金の使用は、研究に要する経費：消耗品(図書を含む)、旅費、謝金、その他(印刷、郵送、会議費など)とする。なお、余剰金は返還することとする。

9. 研究報告と会計報告

研究終了後は、研究報告書(会計報告を含む)を必ず提出するものとし、提出期限は研究期

間終了時とする。研究報告書式（会計報告を含む）については、別に定める。研究報告書式（会計報告を含む）は学会ホームページよりダウンロードし、ワープロまたは手書きで記入する。記入した研究報告書（会計報告書を含む）は、PDFとしたものを学会事務局総務委員会宛にメールで送付する。会計報告書および使用経費領収書の原本は、別途学会事務局総務委員会まで郵送する。

10. 研究成果の発表

研究成果の発表は、研究助成終了の翌年度に開催される東京女子医科大学看護学会学術集会以て発表することとする。

11. その他

研究助成にかかわる業務は、総務委員会が担当する。

12. 規程の改正

本規程を改正する場合は、理事会の議を経るものとする。

附則

この規程は平成 24 年 7 月 30 日より施行する。

この規程の改正は平成 26 年 10 月 1 日より施行とする。

この規程の改正は平成 28 年 10 月 1 日より施行とする。

この規程の改正は令和 4 年 10 月 1 日より施行とする。